

改正案	現行
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱 令和3年3月31日 国住街第223号、国住市第156号 国土交通省住宅局長通知 [<u>最終改正 令和6年12月17日 国住街第86号、国住市第40号</u>] 第1、第2 (略) 第3 建築物耐震対策緊急促進事業の補助金の額 1 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する事業 一、二 (略) 三 前号の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。 イ 建築物の耐震改修工事費(天井の耐震改修工事費を除く。)は、<u>57,000円／㎡</u>(耐震診断の結果、Is(構造耐震指標)の値が0.3未満相当である場合は<u>62,700円／㎡</u>)を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は<u>93,300円／㎡</u>を限度とする。(第2項から第7項までにおいて同じ。) ロ (略) ハ <u>建築物の耐震改修工事費(天井の耐震改修工事費に限る。)</u>については、次に掲げる額を限度とする。 (1) 固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等(以下「劇場等」という。)の用に供する建築物の耐震改修工事費(天井の耐震改修工事費に限る。)は、400,000円(ネット等による落下防止措置で、ワイヤーの設置による場合は160,000円、それ以外の場合は64,700円とし、平均天井高が10mを超える場合にあっては、高さ3m毎に3,150円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460円を減ずる。)に天井面積を乗じた額を限度とする。(第2項、第3項及び第5項から第8項までにおいて同じ。)	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱 令和3年3月31日 国住街第223号、国住市第156号 国土交通省住宅局長通知 <u>最終改正 令和6年4月1日 国住街第175号、国住市第85号</u>] 第1、第2 (略) 第3 建築物耐震対策緊急促進事業の補助金の額 1 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する事業 一、二 (略) 三 前号の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。 イ 建築物の耐震改修工事費(天井の耐震改修工事費を除く。)は、<u>51,200円／㎡</u>(耐震診断の結果、Is(構造耐震指標)の値が 0.3未満相当である場合は<u>56,300円／㎡</u>)を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は<u>83,800円／㎡</u>を限度とする。(第2項から第7項までにおいて同じ。) ロ (略) ハ <u>天井の耐震改修工事費</u>は、<u>31,600円</u>(ネット等による落下防止措置を行う場合は13,600円、構造計算が必要な天井の耐震改修を行う場合は<u>71,300円</u>とし、平均天井高が10mを超える場合にあっては、高さ3m毎に3,150円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460円を減ずる。)に天井面積を乗じた額を限度とする。(第2項、第3項及び第5項から第8項までにおいて同じ。)

改正案	現行
(2) 劇場等以外の用に供する建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費に限る。）は、<u>80,000円</u>（ネット等による落下防止措置を行う場合は13,600円、構造計算が必要な天井の耐震改修を行う場合は<u>90,000円</u>とし、平均天井高が10mを超える場合にあっては、高さ3m毎に3,150円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460円を減ずる。）に天井面積を乗じた額を限度とする。（第2項、第3項及び第5項から第8項までにおいて同じ。） ニ （略） 2、3 （略） 4 避難場所等となるマンションの耐震化に関する事業 一～三 （略） 四 マンションの耐震改修工事費は、<u>51,700円／㎡</u>（耐震診断の結果、I_s（構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は<u>56,900円／㎡</u>）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は<u>86,400円／㎡</u>を限度とする。（第6項及び第7項において同じ。） 5～10 （略） 11 超高層建築物等の耐震化に関する事業 一～四 （略） 五 制震改修等の工事費は、次のイ又はロのいずれか低い額を限度とする。 イ <u>57,000円／㎡</u>。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常	ニ （略） 2、3 （略） 4 避難場所等となるマンションの耐震化に関する事業 一～三 （略） 四 マンションの耐震改修工事費は、<u>50,200円／㎡</u>（耐震診断の結果、I_s（構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は<u>55,200円／㎡</u>）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は<u>83,800円／㎡</u>を限度とする。（第6項及び第7項において同じ。） 5～10 （略） 11 超高層建築物等の耐震化に関する事業 一～四 （略） 五 制震改修等の工事費は、次のイ又はロのいずれか低い額を限度とする。 イ <u>51,200円／㎡</u>。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について

改正案	現行
よりも高い耐震性を確保する場合は<u>93,300円／m²</u>。 ロ 8,150円／m²に16億3千万円を加えた額。 12～14 （略） 第4～第23 附則 （略） <u>附則</u> <u>この要綱は、令和6年12月17日から施行する。</u>	て通常よりも高い耐震性を確保する場合は<u>83,800円／m²</u>。 ロ 8,150円／m²に16億3千万円を加えた額。 12～14 （略） 第4～第23 附則 （略） <u>（新設）</u>